

環境影響評価および戦略的環境影響評価における 健康関連評価項目に関する事例検討

フジノ ヨシヒサ フタワタリ トオル
藤野 善久* 二渡 了^{2*}

大規模事業を実施する際に、環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築することを目的に環境影響評価（EIA）を実施することが環境影響評価法により定められている。さらに最近では、計画段階での評価を含めた戦略的環境影響評価（SEA）を実施する自治体も出てきた。一方、近年、諸外国において、さまざまな政策分野において健康影響評価（HIA）と呼ばれる手法が積極的に活用されるようになってきた。このような背景の中、とくに環境分野の政策においては、EIA、SEA、およびHIAは手法、目的に共通する部分が多い。一方で、それぞれの基礎となる学問的背景の違いなどから、健康に関する評価項目は異なっている。とくに、HIAにおいては、社会的健康規定要因を基礎に採用しているのに対し、EIAおよびSEAでは健康関連の評価項目は限局的である。本項では、これらの背景を踏まえ、国内のEIAおよびSEAにおいて、健康関連の評価項目がどのように認識され、取り扱われるかについて事例の検討を行った。

Key words : 環境影響評価, 戦略的環境影響評価, 健康影響評価

1 はじめに

近年、諸外国において、健康影響評価（Health Impact Assessment: HIA）と呼ばれる手法が、さまざまな政策形成において積極的に活用されつつある¹⁻³⁾。HIAとは、提案された政策・施策・事業に対して、健康に関する便益・不利益を広範囲に予測し、意志決定者に情報を伝えることで、政策の適正化を図り、健康上の不利益を最小限にするとともに、健康上の便益を最大限にする試みである。すでに多くのHIAに関するガイドラインなどでみられるように、その方法論や概念は、環境影響評価（Environmental Impact Assessment: EIA）に起源をさかのぼることができる。実際に、開発されている多くのHIAガイドラインは⁴⁻⁷⁾、EIAおよび戦略的環境影響評価（Strategic Environment Assessment: SEA）のガイドラインと多くの共通点がある^{8,9)}。また、環境分野においては、すでに多くのHIAの実践例があり、それらは単独でHIAとして実践されたものもあれば、EIAの一部として実施された例もある。

HIAでは教育、雇用、産業、住宅、社会保障制

度などのおよそすべての事業を対象としているのに対して、EIAおよびSEAは、あくまで土地や空間の形状に変化を与える事業が対象であり、それは多くの場合、法律などで規定されている。たとえば、国内のEIAであれば、環境影響評価法によって、道路、河川、鉄道、飛行場、発電所など13の事業種類が定められており、さらにそれぞれの事業の規模によって第一種事業と第二種事業とに分類される。

HIAとEIA/SEAの相違は、この対象事業の選定の違いにあるが、環境分野の政策に限れば、HIAはEIA/SEAの一部とする考え方もある。しかしながらEIA、SEAおよびHIAにおいて、それぞれの中で採用されている健康評価項目は異なっている。HIAの特徴の一つとして、健康に関連する評価項目として、いわゆる社会経済的健康規定要因を採用していることが挙げられる。しかしながら、前提とする学問領域の違いなどから、これらはEIAおよびSEAにおいては、十分に認識されていない。

本稿では、国内のEIAおよびSEAにおいて、とくに社会経済的健康規定要因を中心に、健康に関連する評価項目がどのように扱われているかを検討する。また国内のEIAおよびSEA事例を取り上げ、健康影響および健康規定要因がどのように取り扱われているかについて検討する。

* 産業医科大学医学部公衆衛生学教室

^{2*} 北九州市立大学大学院国際環境工学研究科
連絡先：〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
産業医科大学公衆衛生学教室 藤野善久

II HIA における評価項目

すでに多くの地域、研究機関などにおいてそれぞれの地域や社会的、政治的状况をもとに HIA のガイドラインが発表されている。それらのガイドラインに共通してみられるのは、HIA における評価項目として、社会的健康規定要因を挙げていることである^{4,5,7,10~14)}。例として、代表的な HIA ガイドラインの一つである Merseyside Guideline⁵⁾では、生物学的要因(性、年齢、遺伝的要因)、個人もしくは家族的状況と生活習慣(家族構成、教育歴、職業、雇用、喫煙、飲酒、余暇、交通集団など)、社会環境(文化、差別、社会的支援、社会参加)、物理的環境(大気、水、住宅、労働環境、医療福祉、道路、エネルギー、インフラ)、公共サービス(医療、育児、社会保障、福祉サービスの質やアクセスのしやすさ)、政策方針(経済、社会環境)などが挙げられている。

III EIA における評価項目

わが国では、1972年(昭和47年)に「各種公共事業などに係る環境保全対策について」が閣議決定され、公共事業についての環境アセスメントが導入された。その後、法制化の動きもあったが、1984年(昭和59年)に「環境影響評価について」が閣議決定され、行政指導による環境アセスメントが実施されることになった。この他、地方公共団体において環境アセスメントに関する条例・要綱の制定が進められた。1993年(平成5年)に制定された「環境基本法」において、EIA の推進が位置づけられたこと(同法第20条)をきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まった。その結果、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れ、1997年(平成9年)6月に「環境影響評価法」が成立し、1999年6月に全面施行された。

EIA の項目は、環境基本法に規定される環境保全施策の範囲(同法第14条)のものである。環境影響評価法の基本的事項を定めた環境省告示第87号(平成9年12月)に別表として示されている。EIA の項目、すなわち環境要素の区分を表1に示す¹⁵⁾。環境の自然的構成要素の良好な状態の保持として、大気環境での大気質、水環境の水質、底質などが評価項目になっている。さらに細区分として、硫酸酸化物や窒素酸化物、一酸化炭素などの大気環境基準項目や生物学的酸素要求量などの水質項目が標準項目に選定される。

環境省は、「環境影響評価情報支援ネットワーク」(<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>)と

表1 環境影響評価法における評価項目

環境要素の区分	
大気環境	大気質 騒音 振動 悪臭 その他
	水環境
	水質 底質 地下水 その他
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	地形・地質 地盤 土壌 その他
	土壌環境・その他の環境
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全	植物 動物 生態系
	人と自然との豊かな触れ合い
	景観 触れ合い活動の場
環境への負荷	廃棄物等 温室効果ガス等

「環境影響評価法第四十八条第二項において準用する同法第十一条第三項および第十二条第二項の規定により国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項」別表。環境省告示88号、公布日平成9年12月12日。

いうホームページサイトを運用し、環境アセスメントの制度や事例、技術などに関する情報提供を行っている。大気質や騒音、振動、水質に関する評価基準では定量的基準として環境基準が用いられている例が多い。今回、この事例検索の結果をみる限りでは、健康関連項目を予測・評価項目に挙げた事例はなかった。

IV SEA における評価項目

SEA とは、主要諸国で導入に向けた取り組みが開始されており、わが国の地方公共団体でも政策・施策・事業の計画段階での環境配慮の仕組みとして先進的事例がみられる。環境省は、「戦略的環境アセスメント総合研究会」を設置して検討を進め、2000年8月に戦略的環境アセスメントが備えるべき原則や留意点などについての報告書を取りまとめた⁸⁾。また、同年12月に閣議決定された第2次環境基本計画の中で、SEA を位置づけ、上位計画や政策での環境配慮を具体的にどう進めたらよいかを明らかにすること、国や地方公共団体における取り組

表2 戦略的環境アセスメントガイドラインにおける主な評価項目の選定の考え方

環境要素	特性		地域特性		
	計画特性		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり 	<ul style="list-style-type: none"> 住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設等 	<ul style="list-style-type: none"> 総量規制の指定地域(大防法) 窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域(自動車Nox・PM法)等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準(NO₂, SPM等)の未達成地域等
	騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり 		<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制地域(騒音規制法) 振動規制地域(振動規正法)等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準(騒音)の未達成地域 要請限度の超過地域(騒音・振動規制法)等
	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり 		<ul style="list-style-type: none"> 悪臭規制地域(悪臭防止法)等 	<ul style="list-style-type: none"> 規制基準の超過地域(悪臭防止法)等
水環境	水質	<ul style="list-style-type: none"> 汚濁物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり 水域の改変等を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり 	<ul style="list-style-type: none"> 水道原水取水地点 閉鎖性の高い水域 汽水域等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準でより高度な類型に指定されている水域及びその周辺地域 総量規制の指定地域(水濁法) 指定地域(湖沼水質保全特別措置法)等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準(BOD等)の未達成地域等
	地下水	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地下構造物の設置、著しい量の揚水を伴う事業内容を含む 地下水汚染のおそれあり 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水利用が行われている地域等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域(工業用水法) 指定地域(建築物用地下水採取規制法)等 	<ul style="list-style-type: none"> 相当範囲にわたる地盤沈下が観測される地域等
土壌環境・その他	地形・地質	—	<ul style="list-style-type: none"> 地域レッドデータブックに記載されている重要な地形等 	<ul style="list-style-type: none"> 名勝又は天然記念物(文化財保護法) 地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質等 	—
	土壌	—	<ul style="list-style-type: none"> 自然由来・人為的土壌汚染地域 鉱山等跡地等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域(土壌汚染防止法) 農用地汚染対策地域(農用地土壌汚染防止法)等 	—
動物・植物・生態系	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場等 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)の区域 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 生息地等保護区(種の保存法) 緑地保全地区(都市緑地保全法) 鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地等 	—
景観	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 景観資源等 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の景観保護条例等による保護・規制区域 自然環境情報図(自然環境保全基礎調査)における自然景観資源等 	—
触れ合い活動の場	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 地域の主要な人と自然との触れ合い活動の場等 	—	—
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> 一般・廃棄物廃棄物、残土の排出量の程度が著しいもの 	—	—	—	—
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス等の排出量の程度が著しいもの 	—	—	—	—

注1) 評価項目(環境要素)の選定に当たっては、「計画特性」及び「地域特性」の各欄に該当する可能性のある環境要素を選定するものとする。

注2) 「地域特性」に掲載している地域又は対象は、参考例として示したものである。

戦略的環境アセスメント総合研究会, 2007. 「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」より抜粋

みの実例を積み重ねること、それを踏まえてガイドラインの作成を図り、必要に応じ制度化の検討を進めることが定められた。そして、2007年4月に「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」がとりまとめられた⁹⁾。

「戦略的環境アセスメントガイドライン」における評価項目は、対象とする環境要素として、環境基本法に定める「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かな触れ合い」および「環境への負荷」に係るものとしている。環境影響評価法による現行の環境アセスメントの評価項目と同じである。ガイドラインに添付された参考付表「主な評価項目の選定の考え方」を表2に示す。評価項目は、計画特性および地域特性を勘案し、案ごとにSEAの評価の目的に照らし、位置・規模などの検討段階において評価を行う必要のある項目を選定することになっている。しかし、これらの中に社会的健康規定要因に関連する項目は入っていない。地方公共団体で先進的に行われている事例を個別に検討する必要がある。

V 事例検討

1. 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱

埼玉県では2002年(平成14年)に、埼玉県戦略的環境影響評価実施要項を制定している¹⁶⁾。その中に示された、評価項目を表3に抜粋する。挙げられた評価項目のうち、とくにHIAとの関連が大きいものとして、水、大気などの環境項目以外に、「人と自然との触れ合い」、生活環境(日照、風害)、安全環境(防災、安全)、および社会経済項目がある。社会経済項目の中では、社会的影響として、地域分断、住民移転、地域社会への影響、地域交通が挙げられている。また経済波及効果として、雇用創出効果、地元雇用の拡大などが挙げられている。

事例1：所沢市北秋津地区土地区画整理事業

所沢市北秋津地区土地区画整理事業のSEAにおける社会経済面の評価項目を表4に示した¹⁷⁾。事業の社会的な影響および効果として、報告書では地域分断の緩和および地域交通の改善について評価を行っている。そこでは、鉄道による地域分断の解消、地域交通の変化、渋滞緩和、緊急車両の通行などの防災性の向上などを定性的に整理して比較を行っていた。また、事業による経済的な効果として、経済規模拡大など便益について、人口増に伴う購買力の増加や、工事に伴う雇用促進の便益などが評価されていた。

事例2：彩の国資源循環工場第II期事業基本構想¹⁸⁾

表3 埼玉県戦略的環境影響評価技術指針における健康関連評価項目
環境面の調査、予測、評価に係る環境要素の範囲

環境要素	環境面の調査、予測、評価の項目の例
物質循環	天然資源の消費、廃棄物等の排出量等
地球環境	温室効果ガス等
大気環境	大気質、騒音、振動、悪臭等
水環境	水質(地下水含む)、水循環(又は水象)等
土壌・地盤環境	土壌、地盤沈下、地象
化学物質	ダイオキシン類等(大気、水、土壌等の環境要素ごとの選定のほかに、化学物質の排出・移動量を大気、水、土壌の環境媒体横断的に予測・評価する場合に選定できる。)
自然環境	動物、植物、動植物の生息・生育基盤、生態系等
人と自然とのふれあい	景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財
生活環境	日照障害、電波障害、風害
安全環境	防災、安全(治水、土地の安定性等)

関連する社会経済面の調査、推計に係る社会経済要素の範囲

社会経済要素	内 容	調査、推計項目の例
事業に係る費用	事業に係る費用、期間等	概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性など
事業の効果	事業実施による経済的な影響	事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果など
社会的な影響	事業実施による社会的な影響	地域分断、住民の移転、地域社会への影響、地域交通など

彩の国資源循環工場(以下、資源循環工場という。)は、埼玉県が計画の策定、事業者の募集、用地賃貸、建設から将来の運営に至るまで、住民の方々の継続的な合意システムの下に、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保する資源循環モデル施設である。資源循環工場は、大里郡寄居町にある県有地を活用した民間再資源化施設、PFIサーマルリサイクル施設、県営最終処分場(埼玉県環境整備センター)、県と民間の研究施設などで構成されている。埼玉県では、公共関与による廃棄物処理施設の中核拠点機能をさらに拡充するため、資源循環工場第I期事業の隣接地にフィールドを拡大して、さらに再資源化施設を充実させるとともにひっ迫する最終処分場を確保し、県内で発生する循環

表4 所沢市北秋津地区土地区画整理事業の戦略的環境アセスメントにおける社会経済面の評価項目

社会経済要素	推計項目	調査・推計の手法
事業に係る費用	概算事業費	・概算事業費については、土地利用計画に基づいて、類似事例等に基づく原単位*を利用して、算定する。
事業の経済的な効果	工事・建設に伴う雇用促進の便益	・工事・建設に係る期間、規模等に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して、算定する。
	宅地利用価値の増大	・宅地利用価値の増大については、市内の類似事例に基づいて、事業を実施した場合の地価と、実施しない（現況の）地価との比較を行い、事業区域面積全体についての効果を算定する。
	経済規模拡大等の便益	・経済規模拡大等の便益については、市内の類似事例に基づいて、人口一人当たりの購買力等の原単位を用い、計画人口から事業の効果を算定する。
	固定資産税等の税収便益	・固定資産税等の税収便益の増大については、市内の類似事例に基づいて、計画宅地面積及び家屋戸数等に基づき、事業の効果を算定する。
事業の社会的な影響及び効果	地域分断の緩和と地域交通の改善	・鉄道による地域分断の解消、地域交通の変化（渋滞の緩和）、緊急車両の通行等の防災性の向上等、費用・便益として数値的に把握しづらい項目について、定性的に整理し、比較する。

（出典 所沢市北秋津地区土地区画整理事業 戦略的環境影響評価報告書）

表5 戦略的環境影響評価報告書に見られた社会的な評価項目

雇用創出効果に係る評価

	評価の視点
造成・建設工事時に期待される雇用創出効果（人）	雇用人員数が大きいこと
相対的比率	
評価	
最終処分場運営・管理時に期待される雇用促進効果（万トン）	雇用人員数が大きいこと（埋立処分量に比例する）
相対的比率	
評価	

地域社会・文化への影響に係る評価

地域社会・文化への影響	評価の視点
・工業団地予定地の土地利用については、多くの住民の声を聞き、慎重に進めること	地域社会の意見が十分に反映されること
・観光資源である鉢形城址、名勝である「深沢四十八釜」の上流に位置する施設ができることで、地域の観光への影響が懸念される。	観光への影響が発生しないこと
・ハヤブサを見に来る観光客への影響が懸念される。	
・公園の整備にあたっては長瀨の「ロウバイ」のように観光客を呼び込むような特徴ある整備を行うこと	地域資源を活用した公園緑地の整備を図ること
・供用時に地元雇用を拡大すること	地元雇用が大きいこと（表-10.2.14）
・地元のイメージアップを図るため、資源循環型の研究施設を建設又は誘致すること	地元のイメージアップの努力を行うこと
・埋め立て跡地を全面的に公園化すること	埋め立て跡地において公共的価値のある再利用が行われること
・埋め立てが終了したら、元の自然に復元すること	
・公園・緑地部分でもっと県民が楽しめる要素を入れること。	

（出典 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書）

利用可能な廃棄物の「全量県内再資源化」を行うための資源循環工場Ⅱ期事業基本構想を掲げた。

2. 社会的な影響に関する評価

この事業に関する戦略的環境影響評価報告書は2005年（平成17年）1月に受理された。ここでは、その中で取り上げられた社会的影響について紹介する。社会的な影響として、経済波及効果、雇用創出効果、地域社会・文化への影響として、地域社会の意見の反映、観光への影響、地域資源を用いた公園整備、地元雇用の拡大、地元のイメージアップなどが評価項目に挙げられていた（表5）。

この他に、道路環境に関する環境配慮ということで、下記のような記述がみられた。「廃棄物の受け入れ時間と小学生・中学生の下校時間が重なるため、とくに運転手の注意を喚起することが重要である。なお、工業団地用地に民間企業施設が立地した際には、小学生・中学生の登下校時間と工業団地の発生集中交通量の通行時間が重なるため、さらにきめ細かい交通安全対策を行う必要がある。」

3. 京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱

京都市では、「環境を基軸とした政策」を掲げ、京都市が行う大規模な事業に際し、環境への影響を評価する現行の事業実施段階での環境影響評価に先立ち、計画段階においても環境への影響について、調査、予測および評価を実施する仕組みである「京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱」を策定し、2004年（平成16年）10月から

施行した¹⁹⁾。

「計画段階環境影響評価技術指針」において具体的な評価項目を示している。しかしながら、その中の用語の説明として、「社会面とは基本的に計画などの合目的性をいい、人口や福祉、文化などの一般的な社会科学の側面をいうものではない。」、また「経済面とは、基本的に事業の経済性をいい、当該計画などによる市場や産業への波及効果、雇用創出などの一般的な経済の側面を含むものではない。」と注釈が付けられている。このことは、HIAの考え方とは異なることを示すものである。

VI 考 察

表6にEIA、SEAおよびHIAの一般的な比較を示す。EIA/SEAおよびHIAでは概念や手続きにおいて多くの共通点を有しているが、具体的な評価項目においては、少なくとも国内事例においては、相違が認められた。

このような状況は海外においても報告されている。英国における開発関連の39の環境影響評価報告書を対象に精査した調査では、そのうち72%の報告書が人の健康を扱う章や目次を掲載しておらず、また49%の報告書には健康に関する影響の記述が全く含まれていなかったと報告している²⁰⁾。

このようにEIA/SEAとHIAにおいてそれぞれ対象とする健康の範囲が異なることについては、いくつかの理由が考えられる。第一に、社会的な影響と健康との関連についての認識の相違が挙げられる。

表6 健康影響評価、環境影響評価、戦略的環境アセスメントの比較

	健康影響評価 (HIA)	環境影響評価 (EIA)	戦略的環境アセスメント (SEA)
根拠	国内には法的根拠なし	環境影響評価法 自治体条例	一部の自治体において条例もしくは実施要項あり（埼玉県、東京都、広島市、京都市、千葉県）
対象事業 範囲	健康影響が考えられる全ての政策・施策・事業	規定された事業のみ（主に、土地の形状の変更と工作物の新設及び増改築を伴う）	現状では自治体事業に限られている
レベル	政策・施策・事業のいずれのレベルにおいても実施可能	事業のみ	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画（注1）
実施時期	計画段階からの関与	計画立案後	計画段階からの関与
実施者	市民、学識者、行政、事業者	事業者	自治体
計画の撤回	計画の撤回・修正あり	基本的には計画の撤回はない	計画の撤回・修正あり
評価	環境、保健衛生、経済、住宅、雇用、文化など。社会的健康規定要因を取り入れている。	環境影響評価法にもとづく項目。主に、大気環境、水環境、土壌環境、生態系などに関する項目。	環境面だけでなく、経済、社会面も総合的に評価

（注1） 戦略的環境アセスメント総合研究会，2007.「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」より抜粋

EIA/SEA と HIA がそもそも、どのような学問領域を基礎にしているかという実践的、現実的な認識が必用である。HIA は公衆衛生としての学問体系を基礎にし、社会疫学的な実証結果を通じて、広範な政策領域が健康に影響を与えるということが認識されており、社会的健康規定要因という考え方が受け入れられている。一方で、EIA においては、このような視野は今のところ含まれていない。第2に、HIA が人もしくはヒトの健康への配慮を第一義としていることに対して、EIA では、環境や生態系への影響を配慮することが評価項目であり、ヒトへの健康影響は、その結果からくる二次的な効果としてとらえられていることが挙げられる。第3に、社会的な健康規定要因に関する評価手段が技術的に確立しておらず、実際に評価に取り組むことが困難であるということがある。

さらに、EIA および SEA における環境項目、社会的項目の評価全般において、評価の多くは事業全体の平均的もしくは総合的な評価に限られていた。HIA においては、とくに影響を受けやすい集団を把握し、集団の特性別に影響を評価するという方法が採られるが、国内の EIA および SEA では、これに関する記述はほとんどみられなかった。

このような広範な健康関連要因の評価項目の欠落は、現時点では本邦の EIA および SEA 制度が抱える大きな課題である。これに関連して、2003年に制定された国連欧州経済委員会 (UNECE) による SEA 議定書 (キエフ議定書) では、SEA を「起こりうる環境 (健康を含む) 影響の評価」と定義しており、健康関連項目も含まれる。特に、欧州においては、公共政策における健康への配慮を推奨する背景として、欧州共同体アムステルダム条約が挙げられる。その第152条において「A high level of human health protection shall be ensured in the definition and implementation of all community policies and activities.」とされ、健康への取り組みがすべての政策や活動において実施されることを要求している。多くの HIA のガイドラインにおいては、このアムステルダム条約の理念を、HIA の根拠としている場合が多い²¹⁾。同様に、EIA および SEA を実施する倫理的な根拠も、ここを出発点としていることから、近年、EIA/SEA と HIA の統合は国際的にも大きな議論となっている。

実際に、従来は EIA もしくは SEA の対象である事業に HIA が実施された事例としては、たとえば英国の Finningley 空港の建設時が挙げられる。Finningley 空港は、英国において空港建設の計画段階から HIA が実施された初の事例である²²⁾。また大

表7 the London Plan における健康影響の要求について

Promoting public health

Policy 3A.20 Health impacts

Boroughs should have regard to the health impacts of development proposals as a mechanism for ensuring that major new developments promote public health within the borough.

3.87 Health is far more than the absence of illness; rather it is a state of physical, mental and social wellbeing. A person's health is therefore not only linked to age and gender, but to wider factors such as education, employment, housing, social networks, air and water quality, access to affordable nutritious food, and access to social and public services in addition to health care. The Mayor will, in collaboration with strategic partners, produce additional guidance to boroughs on promoting public health.

出典 Greater London Authority (2004) The London Plan: Spatial Development Strategy for Greater London

ロンドン市法 (Greater London Authority Act, 1999) にもとづき、ロンドンの総合的な都市開発計画方針を定めた the London Plan²³⁾ では、健康影響評価の実施を法的に要求している (表7)。London Plan において「バーロウ (行政区) は、新規の大規模開発を公衆衛生促進の機会として、開発提案に関する健康影響を考慮しなければならない」としている。この要求に応じて実施された HIA に、ピクトリア駅の改修工事や、地区再開発に関する HIA などがある^{24,25)}。

わが国においても、EIA および SEA に公衆衛生学的な視点がさらに含まれていく必用があり、そのことはすなわち、HIA の導入につながるであろう。その第一歩として、特に地方公共団体が進める SEA において、健康関連項目を評価項目に採用することが期待される。

本研究は、産業医科大学高度研究の補助を受けて実施された研究成果の一部である。

(受付 2008.10.14)
採用 2010. 4.23)

文 献

- 1) 藤野善久, 松田晋哉. Health Impact Assessment の基本的概念および日本での今後の取り組みに関する考察. 日本公衆衛生学雑誌, 2007; 54(2): 73-80.
- 2) WHO European Centre for Health Policy, Health Impact Assessment: main concepts and suggested approach Gothenburg paper. 1999.
- 3) Kemm, J., J. Parry, and S. Palmer. Health Impact As-

- essment: Concepts, Theory, Techniques, and Applications. 2004, New York: Oxford University Press.
- 4) Commonwealth of Australia, Health Impact Assessment Guidelines. 2001.
 - 5) Scott-Samuel, A., M. Birley, and K. Arden. The Merseyside Guidelines for Health Impact Assessment. second ed. 2001, Liverpool: the International Health Impact Assessment Consortium.
 - 6) the National Assembly for Wales. Health Impact Assessment. 2003 [cited 2005 8 June]; Available from: <http://www.hpw.wales.gov.uk/English/national/index.htm>.
 - 7) Welsh Health Impact Assessment Support Unit, Improving Health and Reducing Inequalities: a practical guide to health impact assessment. 2004, Cardiff.
 - 8) 戦略的環境アセスメント総合研究会, SEA 総合研究会報告書. 2000.
 - 9) 戦略的環境アセスメント総合研究会, 戦略的環境アセスメント導入ガイドライン. 2007.
 - 10) Abrahams D, et al., European Policy Health Impact Assessment (EPHIA) A Guide., 2004.
 - 11) NHS Executive London, A Short Guide to Health Impact Assessment: Informing Healthy Decisions. 2000.
 - 12) Public Health Advisory Committee. A Guide to Health Impact Assessment: A Policy Tool for New Zealand, Second Edition., 2005.
 - 13) Taylor L and Health Development Agency, eds. Introducing health impact assessment (HIA): Informing the decision-making process. 2002, Health Development Agency: London.
 - 14) The National Assembly for Wales, Developing health impact assessment in Wales. 1999.
 - 15) 環境影響評価法第四十八条第二項において準用する同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項. 環境庁告示88号公布: p. 平成9年12月12日.
 - 16) 埼玉県, 埼玉県戦略的環境影響評価実施要項. 2007.
 - 17) 所沢市, 所沢市北秋津地区土地区画整理事業に係る戦略的環境影響評価報告書. 2003.
 - 18) 埼玉県, 彩の国資源循環工場Ⅱ期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書. 2005.
 - 19) 京都市環境局, 京都市計画段階環境影響評価(戦略的環境アセスメント)要綱. 2004.
 - 20) British Medical Association, Health and Environmental Impact Assessment: an Integrated Approach. 1998, London: Earthscan Publications.
 - 21) 原科幸彦, 健康影響アセスメントがなぜ登場してきたのか. 環境アセスメントの立場から. 公衆衛生, 2009; 73: 493-496.
 - 22) Muna I Abdel-Aziz, John Radford, and John McCabe, Health Impact Assessment: Finningley Airport. 2000, Doncaster: Doncaster Health Authority and Doncaster Metropolitan Borough Council.
 - 23) Greater London Authority, The London Plan: Spatial Development Strategy for Greater London. 2004.
 - 24) Cave, B., A. Cooke, and K. Benson. Urban Renaissance Lewisham health and social impact assessment. 2004; Available from: http://www.lewisham.gov.uk/NR / rdonlyres / F33C4B93-9289-4A43-B2E3-8D08DFBF95A8 / 0 / health_social_summary.pdf.
 - 25) Cave, B. Victoria Station Upgrade Health Impact Assessment. 2007; Available from: www.tfl.gov.uk/assets/downloads / Victoria-supporting-Health-Impact-Assessment-1.pdf.
-